

資本の状況（単体）

発行済株式総数、資本金等の推移

（単位：千株、百万円）

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
平成11年3月31日	167,000	3,308,062	250,500	752,848	250,500	643,080	有償第三者割当 第1回第一種優先株式 67,000千株 発行価格 3,000円 資本組入額 1,500円 第2回第一種優先株式 100,000千株 発行価格 3,000円 資本組入額 1,500円
平成13年4月2日	3,273,423	6,581,485	523,851	1,276,700	991,326	1,634,407	株式会社さくら銀行との合併 (合併比率 1:0.6)
平成14年3月9日	—	6,581,485	—	1,276,700	357,614	1,276,792	商法第289条第2項及び銀行法第18条第2項の規定に基づく資本準備金の取り崩し
平成14年3月15日	—	6,581,485	—	1,276,700	11	1,276,804	エスエムピーシー資産管理サービス株式会社(当行の100%出資子会社)との合併
平成13年4月1日～平成14年3月31日	91,324	6,672,810	50,045	1,326,746	49,954	1,326,758	転換社債の普通株式への転換
平成13年4月1日～平成14年3月31日	3,614	6,676,424	—	1,326,746	—	1,326,758	優先株式の普通株式への転換

旧転換社債

銘柄（発行年月日）	発行額	利率	満期（西暦）	平成14年3月末残高	転換価格 (平成14年5月31日現在)
2004年満期米ドル建転換社債 平成元年1月30日	3億米ドル	3.125%	2004年3月31日	8,660千米ドル	3,606.90円

（注）旧商法第341条ノ2の規定に基づく転換社債であります。

株式の総数等

発行済株式の内容（平成14年3月31日現在）

普通株式	5,709,424,395株
第1回第一種優先株式	67,000,000株
第2回第一種優先株式	100,000,000株
第五種優先株式	800,000,000株
計	6,676,424,395株

上場証券取引所名 東京証券取引所（市場第一部） 大阪証券取引所（市場第一部）
名古屋証券取引所（市場第一部） 札幌証券取引所
ロンドン証券取引所

所有者別状況

普通株式

区分	株主数	所有株式数	割合
政府及び地方公共団体	7人	4,897単元	0.09%
金融機関	449	2,199,770	38.77
証券会社	122	95,306	1.68
その他の法人	8,508	2,176,809	38.36
外国法人等（うち個人）	761(57)	642,653(278)	11.33(0.00)
個人その他	137,618	554,360	9.77
計	147,465	5,673,795	100.00
単元未満株式		35,629,395株	

（注）1. 自己株式449,559株は「個人その他」に449単元、「単元未満株式」に559株含まれております。なお、自己株式449,559株は株主名簿上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は、434,559株であります。
2. 「その他の法人」欄には、証券保管振替機構名義の株式が、200単元含まれております。
3. 1単元の株式数は1,000株であります。

第1回第一種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
金融機関	1人	67,000単元	100.00%
計	1	67,000	100.00

第2回第一種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
金融機関	1人	100,000 単元	100.00 %
計	1	100,000	100.00

第五種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
金融機関	1人	800,000 単元	100.00 %
計	1	800,000	100.00

議決権の状況

発行済株式

区分	株式数	議決権の数
無議決権株式	優先株式 967,000,000 株	— 個
議決権制限株式（自己株式等）	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 434,000 （相互保有株式） 普通株式 13,620,000	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 5,659,741,000	5,659,741
単元未満株式	普通株式 35,629,395	—
発行済株式総数	6,676,424,395	—
総株主の議決権	—	5,659,741

- (注) 1. 上記の「完全議決権株式（その他）」欄には、証券保管振替機構名義の株式が、200,000 株（議決権 200 個）含まれております。
2. 上記の「単元未満株式」欄には、当行所有の自己株式 559 株及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

相互保有株式の所有者の氏名又は名称	所有株式数
株式会社みなと銀行	97 株
三井住友銀リース株式会社	384
三井住友カード株式会社	270
株式会社関西銀行	179
エスエムビーシー抵当証券株式会社	414
さくらフレンド証券株式会社	600

自己株式等

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数	他人名義 所有株式数	所有株式数の 合計	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町 1 丁目 1 番 2 号	434,000 株	— 株	434,000 株	0.00 %
株式会社みなと銀行	神戸市中央区三宮町 2 丁目 1 番 1 号	5,260,000	—	5,260,000	0.09
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都中央区八重洲 1 丁目 3 番 5 号	3,159,000	—	3,159,000	0.05
三井住友銀リース株式会社	東京都港区西新橋 3 丁目 9 番 4 号	2,276,000	—	2,276,000	0.03
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋 4 丁目 5 番 15 号	1,314,000	—	1,314,000	0.02
株式会社関西銀行	大阪市中央区心斎橋筋 2 丁目 7 番 21 号	1,114,000	—	1,114,000	0.01
エスエムビーシー抵当証券株式会社	東京都中央区日本橋本町 3 丁目 4 番 10 号	292,000	—	292,000	0.00
さくらフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町 7 番 12 号	205,000	—	205,000	0.00
計		14,054,000	—	14,054,000	0.24

- (注) 1. なお、自己株式については、上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが実質的に所有していない株式が 15,000 株（議決権 15 個）あります。
なお、当該株式は、上記 発行済株式の「完全議決権株式（その他）」欄に含まれております。
2. 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

ストックオプション制度の内容

当行は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
 当該制度は、商法第280条ノ20および同法第280条ノ21の規定に基づき、当行の役職員に対して新株予約権を割当てることについて平成14年6月27日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。
 当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成14年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当行の役職員 人数は取締役会において決定される。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	1,850,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額	当初払込金額は、新株予約権の割当を受ける役職員（以下「被割当者」という）と当行間の新株予約権割当契約（以下「割当契約」という）に基づいて新株予約権が発行される日の翌日に先立つ45取引日前から始まる30取引日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）及び新株予約権発行日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値のどちらか低くない方に1.05を乗じた金額とする。ただし、1円未満の端数は切り上げる（注）。
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から平成24年6月27日まで
新株予約権の行使の条件	被割当者が権利行使時において役職員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

（注）払込金額は、新株予約権発行後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により調整されます。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整されます。

また、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき、新株引受権方式により、取締役及び使用人に対して付与することについて平成10年6月26日、平成11年6月29日、平成12年6月29日及び平成13年6月28日開催の定時株主総会において決議されたもの及び合併により株式会社さくら銀行から承継したものの内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成10年6月26日	平成11年6月29日	平成11年6月29日(注)1
付与対象者の区分及び人数	平成10年6月26日開催の定時株主総会終結の時に在任する取締役(社外取締役を除く)(37名) 平成10年6月26日開催の定時株主総会終結の時に在任する使用人で参与の資格を有する者(18名)	平成11年6月29日開催の定時株主総会終結の時に在任する取締役(社外取締役を除く)(15名) 平成11年6月29日開催の定時株主総会終結の時に在任する使用人で執行役員、参与・参事三級の資格を有する者(95名)	平成11年6月29日開催の定時株主総会終結の時に在任する取締役(13名) 平成11年6月29日開催の定時株主総会終結後に取締役を辞任し、同株主総会終結後の取締役会にて執行役員に選任された者(24名) 使用人で平成11年6月29日開催の定時株主総会終結後の取締役会にて執行役員に選任された者(2名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
株式の数	296,000株	393,000株	167,400株
新株予約権の行使時の払込金額	1,432円	1,628円	1,124円
新株予約権の行使期間	平成12年6月27日から 平成20年6月26日まで	平成13年6月30日から 平成21年6月29日まで	平成13年6月30日から 平成21年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,432円 資本組入額 716円	発行価格 1,628円 資本組入額 814円	発行価格 1,124円 資本組入額 562円
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または使用人の地位を失った後も5年に限り権利を行使することができる。 被付与者が死亡した場合には相続人が新株予約権を行使することができる。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	被付与者が取締役または使用人の地位を失った後も5年に限り権利を行使することができる。 被付与者が死亡した場合には相続人が新株予約権を行使することができる。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡または質入れすることはできない。	新株予約権を譲渡または質入れすることはできない。	新株予約権を第三者に譲渡、質入れ、その他の処分をすることができない。

(注)1. 合併により株式会社さくら銀行から承継したストックオプション制度であります。

2.(1)権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な株式数が1単元の株式数の整数倍でない場合は、1単元の株式数の整数倍に切り上げた数とする。

平成13年6月30日から平成14年6月29日までは、権利を付与された株式数の4分の1について権利を行使することができる。

平成14年6月30日から平成15年6月29日までは、権利を付与された株式数の2分の1について権利を行使することができる。

平成15年6月30日から平成16年6月29日までは、権利を付与された株式数の4分の3について権利を行使することができる。

平成16年6月30日から平成21年6月29日までは、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。

(2)権利を付与された者は、当行の取締役または使用人たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。

(3)その他、権利行使の条件は、当行と付与対象者との間で締結する権利付与契約による。

決議年月日	平成 12 年 6 月 29 日	平成 12 年 6 月 29 日(注)1	平成 13 年 6 月 28 日
付与対象者の区分及び人数	平成 12 年 6 月 29 日開催の定時株主総会終結の時に在任する取締役(社外取締役を除く)(15名) 平成 12 年 6 月 29 日開催の定時株主総会終結の時に在任する使用人で執行役員、参与・参事三級の資格を有する者(86名)	平成 12 年 6 月 29 日開催の定時株主総会終結の時に在任する取締役(社外取締役を除く)(13名) 平成 12 年 6 月 29 日開催の定時株主総会終結の時に在任する執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く)(26名)	平成 13 年 6 月 28 日開催の定時株主総会終結の時に在任する取締役(社外取締役を除く)(24名) 平成 13 年 6 月 28 日開催の定時株主総会終結の時に在任する使用人で執行役員及びその他経営幹部層(408名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
株式の数	353,000 株	174,600 株	1,149,000 株
新株予約権の行使時の払込金額	1,361 円	1,287 円	1,035 円
新株予約権の行使期間	平成 14 年 6 月 30 日から 平成 22 年 6 月 29 日まで	平成 14 年 6 月 30 日から 平成 22 年 6 月 29 日まで	平成 15 年 6 月 29 日から 平成 23 年 6 月 28 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,361 円 資本組入額 681 円	発行価格 1,287 円 資本組入額 644 円	発行価格 1,035 円 資本組入額 518 円
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または使用人の地位を失った後も 5 年に限り権利を行使することができる。 被付与者が死亡した場合には相続人が新株予約権を行使することができる。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	(注)2	被付与者が取締役または使用人の地位を失った後も 5 年に限り権利を行使することができる。 被付与者が死亡した場合には相続人が新株予約権を行使することができる。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡または質入れすることはできない。	新株予約権を第三者に譲渡、質入れ、その他の処分をすることができない。	新株予約権を譲渡または質入れすることはできない。

(注) 1. 合併により株式会社さくら銀行から承継したストックオプション制度であります。

2.(1) 権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な株式数が 1 単元の株式数の整数倍でない場合は、1 単元の株式数の整数倍に切り上げた数とする。

平成 14 年 6 月 30 日から平成 15 年 6 月 29 日までは、権利を付与された株式数の 4 分の 1 について権利を行使することができる。

平成 15 年 6 月 30 日から平成 16 年 6 月 29 日までは、権利を付与された株式数の 2 分の 1 について権利を行使することができる。

平成 16 年 6 月 30 日から平成 17 年 6 月 29 日までは、権利を付与された株式数の 4 分の 3 について権利を行使することができる。

平成 17 年 6 月 30 日から平成 22 年 6 月 29 日までは、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。

(2) 権利を付与された者は、当行の取締役または使用人たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。

(3) この他、権利行使の条件は、当行と付与対象者との間で締結する権利付与契約による。

なお、払込金額は、新株予約権発行後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により調整されます。ただし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整されます。

大株主

普通株式

株主名	所有株式数	持株比率
住友生命保険相互会社	228,378 千株	4.00%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	210,918	3.69
日本生命保険相互会社	204,364	3.57
三菱信託銀行株式会社(信託口)	184,993	3.24
太陽生命保険相互会社	122,109	2.13
UFJ 信託銀行株式会社(信託勘定 A 口)	107,002	1.87
松下電器産業株式会社	103,570	1.81
三井生命保険相互会社	76,651	1.34
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン	67,979	1.19
三洋電機株式会社	64,113	1.12
三井住友海上火災保険株式会社	60,200	1.05
第一生命保険相互会社	53,771	0.94
トヨタ自動車株式会社	53,753	0.94
住友商事株式会社	52,008	0.91
住友信託銀行株式会社	51,203	0.89
ユーロクリア バンク エスエー/エヌブイ	49,888	0.87

株主名	所有株式数	持株比率
年金信託 受託者 三井アセット信託銀行株式会社 2 口	43,486 千株	0.76%
株式会社クボタ	39,499	0.69
武田薬品工業株式会社	39,074	0.68
三井不動産株式会社	33,934	0.59
三井住友銀行従業員持株会	31,927	0.55
三井物産株式会社	30,166	0.52
株式会社近藤紡績所	30,056	0.52
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	29,290	0.51
包括信託 受託者三井アセット信託銀行 (委託者 株式会社東芝)	29,253	0.51
新日本製鐵株式会社	29,147	0.51
住友化学工業株式会社	28,544	0.49
東京電力株式会社	28,313	0.49
関西電力株式会社	28,026	0.49
鹿島建設株式会社	26,776	0.46

第 1 回第一種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
株式会社整理回収機構	67,000 千株	100.00%

第 2 回第一種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
株式会社整理回収機構	100,000 千株	100.00%

第五種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
株式会社整理回収機構	800,000 千株	100.00%

最近 5 年間の事業年度別株価の推移

(単位: 円)

区分	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
最高株価	1,950	1,710	1,902	1,640	1,240
最低株価	1,100	860	1,271	867	406

(注) 1. 上記は普通株式の株価であり、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

2. 第 1 回第一種優先株式、第 2 回第一種優先株式及び第五種優先株式は、証券取引所に上場されておりません。また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておりません。

3. 平成 12 年度までは、住友銀行の株価を表示しております。なお、さくら銀行の事業年度別の最高・最低株価は、次のとおりであります。

(単位: 円)

区分	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
最高株価	975	404	1,045	858
最低株価	325	165	358	477

当事業年度中最近 6 カ月間の株価の推移

(単位: 円)

区分	平成 13 年 10 月	平成 13 年 11 月	平成 13 年 12 月	平成 14 年 1 月	平成 14 年 2 月	平成 14 年 3 月
最高株価	916	775	674	587	509	640
最低株価	699	618	479	466	406	490

(注) 1. 上記は普通株式の株価であり、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

2. 第 1 回第一種優先株式、第 2 回第一種優先株式及び第五種優先株式は、証券取引所に上場されておりません。また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておりません。